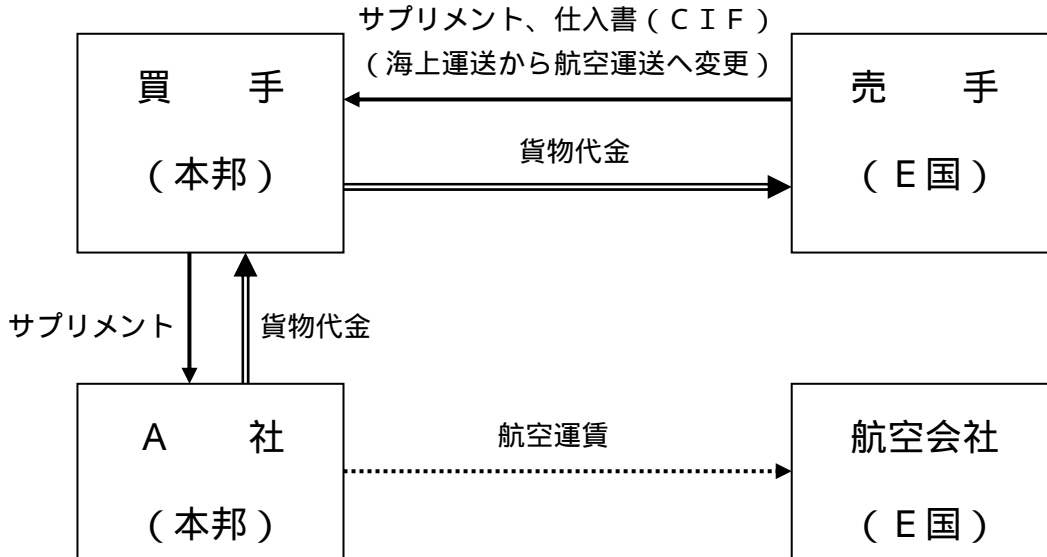


17. 納入期遅延により運送方法が変更された貨物の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から海上運送によるC I F条件でサブリメントを購入（輸入）します。

今般、売手による輸入貨物の製造後の検査の結果、容器に印字されている賞味期限が誤って製造日となっており、このままでは国内販売先のA社に販売できない貨物であることがわかりました。

A社から、契約貨物は期日までに納品してもらいたいとの依頼があったため、当社と売手で協議した結果、次回輸入分として製造済であった正しく賞味期限が印字されている貨物を航空運送にて輸入することが決定しました。航空運送される貨物の運送費用については、A社が負担することとなったため、当社は一切の費用を負担することはありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、A社が航空会社に支払う貨物の運送費用を、現実支払価格に加算する必要がありますか。なお、当社は当初契約に基づき海上運送による仕入書価格の総額のみを売手に支払います。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が輸入する貨物は、「輸入者の責めに帰することができない理由により本邦への到着が遅延した貨物」であるため、A社が航空会社に支払う貨物の運送費用を、現実支払価格に加算して課税価格とする必要はありません。

（理由）

輸入貨物の現実支払価格に加算される「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、航空運送貨

物については航空運送契約により実際に支払われた運賃となります。

しかし、航空運送貨物であっても、輸入取引に係る契約において航空機による運送以外の運送方法により運送されることとされていた貨物で、製作の遅延その他輸入者の責めに帰することができない理由により本邦への到着が遅延し又は遅延するおそれが生じたため、その輸入者以外のものが運送方法の変更に伴う費用を負担することによって航空機により運送されたものについての運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとされます。

上記の取引において、貴社（買手）が航空運送によって輸入する貨物は、売手の責めにより貨物の本邦到着が遅延するおそれが生じたため、当初の運送契約に基づく海上運送ではなく航空運送されたものですので、輸入貨物の運賃及び保険料については当初の運送方法により計算することとなります。

したがって、A社が航空会社に支払う貨物の運送費用を、現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の6第1項

関税定率法施行令第1条の13第2項第6号

関税定率法基本通達4-8(3)、4の6-1(1)、(13)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）